

令和2年度（2020年度）「植木公民館自主講座」開設要項

- 1 定義 公立公民館の運営方針に添い、下記の基準をみたしたもので、植木公民館長が開設を認めたもの。

2 開設基準

- (1) 講座内容 初心者向けの学習を基本とする。
- (2) 開設条件 原則として、10人以上の講座生（熊本市内在住か在勤、活動経験があるもの）が必要である。
- (3) 開設期間 4月開講式から3月閉講式までの1年間とする。
- (4) 実施回数 同一講座の1ヶ月の実施回数は原則2回までとする。
- (5) 時 間 学習時間は下記の範囲内とする。
①午前9時から正午まで（3時間）
②午後1時から午後5時まで（4時間）
③午後6時から午後9時半まで（3.5時間）
- (6) 受講料 有料
【（講師謝礼金＋部屋の使用料）÷受講生数】＋教材費（材料費）
※ただし、講師謝礼金は1回当たり @3,000円×2時間＝6,000円
- (7) 定 員 部屋の広さや講師が指導できる人員等を考慮して、講師と公民館とで協議し決定する。（年度途中での定員の変更は講師及び当該講座全講座生の承認を得てから公民館と協議して決定する。）
- (8) 講師の決定 ①1年間の契約とし、人選については各講座で協議決定する。
②講師への依頼は公民館が行う。
③必要であれば、公民館が講師の紹介を行う。
- (9) 会場確保 ①開設を希望する講座は12月中旬までに公民館へ申請する。
②講座の時間・使用部屋の割り振りなどは、申請内容を審査し、1年間分を公民館が調整し予約する。
- (10) 受講生募集と受付 ①受講生の募集や広報は公民館で行う。
②募集受付は講座生の協力により行う。
- (11) その他 ①公民館主催の各種行事や要請にはできるだけ協力する。特に公民館主催の教養講演会へは年に1回は必ず参加する。
②受講料については、公民館での学習であることの観点から、講座生の負担が大きくならないように留意する。